



宮監公表第 39 号  
令和 3 年 11 月 24 日

宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員  
宮崎市監査委員

河野 まつ子  
荒木 敏太郎  
森木 恒一郎

宮崎市監査委員印

### 定期監査結果の報告について

のことについて、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1 宮崎市監査基準への準拠

宮崎市監査基準に準拠し、監査を実施した。

##### 2 種類

地方自治法第 199 条の規定に基づく定期監査

##### 3 対象

都市整備部(都市計画課、公園緑地課、区画整理課、市街地整備課、建築行政課、開発審査課、景観課)の令和 2 年度及び令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの財務に関する事務の執行

##### 4 着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

##### 5 主な実施内容

都市整備部各課の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、関係帳簿及び書類の照合・確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

##### 6 実施場所及び日程

実施場所 関係各課及び監査室

日 程 令和 3 年 10 月 1 日から令和 3 年 11 月 19 日まで

##### 7 結果

(1) 上記のとおり監査した限りにおいて、区画整理課、開発審査課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。建築行政課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めた。都市計画課、公園緑地課、市街地整備課、景観課については、次のとおり改善を要する事項(指摘事項)があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

##### (都市計画課)

① 令和 2 年度の手書き領収証(No. 450356)の書損処理について、不正使用を防止するため領収証と領収証(控)と一緒に綴じ込むべきところ、書損領収証が保管されていなかった。

##### (公園緑地課)

① 令和 3 年度の行政財産使用料について、行政財産使用料条例に「土地の使用の期間が 1 月に満たないときの使用料の額は、当該土地の使用料の額に 100 分の 110 を乗じて得た額と

する。」と規定されているにもかかわらず、100分の110を乗じて得た額としていなかったため、過少徴収しているものがあった。

【正】 261円 【誤】 237円

(市街地整備課)

- ①令和3年度の消耗品購入に係る執行伺書及び契約締結同・支出負担行為書について、課長の専決であるにもかかわらず、課長の決裁がなかった。
- ②令和3年度の土地使用料に係る執行伺書について、予定価格が設定されていないものがあった(2件)。
- ③行政財産の目的外使用許可について、次のような不備があった。

ア 令和2年度・令和3年度の南原通線事業用地に係る使用料について、支線については、共架電線その他上空に設ける線類の金額で算定すべきところ、その他の柱類の金額として算定し徴収していた。

・令和2年度 【正】  $63\text{円} + (6\text{円} \times 5\text{m}) = 93\text{円} \Rightarrow 100\text{円}$

【誤】  $63\text{円} \times 2 = 126\text{円}$

・令和3年度 【正】  $63\text{円} + (6\text{円} \times 5\text{m}) = 93\text{円} \Rightarrow 100\text{円}$

【誤】  $63\text{円} \times 2 = 126\text{円}$

イ 令和2年度の宮崎駅東通線事業用地に係る使用料について、支線については、共架電線その他上空に設ける線類の金額で算定すべきところ、その他の柱類の金額として算定し、占用料の総額が100円に満たないときは、100円とするとされているにもかかわらず、100円として算定しないまま徴収していた。

・令和2年度 【正】  $6\text{円} \times 5\text{m} = 30\text{円} \Rightarrow 100\text{円}$  【誤】 63円

ウ 令和2年度の明神原通線事業用地に係る使用料について、公有財産規則第24条の2に基づく行政財産目的外使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた(1件)。

(景観課)

- ①令和2年度のガーデンツーリズム促進事業に係る補助金について、次のような不備があった。

ア 補助金交付申請書について、事業着手が令和2年4月1日からであるにもかかわらず、事業開始後の令和2年11月18日に提出されたものを受付し、12月15日に交付決定していた。また、補助金交付申請書の提出前に事業が着手され、支出が行われていた。

イ 補助金交付申請書の添付書類である事業計画書について、事業内容を記載すべきところ、経費の名称が記載されているだけのものを受け付けていた。

(2) 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

(景観課)

- ①ガーデンツーリズム促進事業に係る補助金交付決定書の「3 交付決定に付した条件」について、交付決定の適否判断で審査すべきものが記載されていた。

本来、補助金交付決定書は、条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付の申請をした者に通知し、決定内容を示す重要なものであることから、補助金の性質上、真に必要な条件を記載するよう、他の補助金交付決定書を含め、見直しを検討されたい。

## 着眼点

収入事務
調定・徴収事務（賦課・徴収事務・公有財産を除く）
調定はその根拠となる法令等に適合しているか 等
現金出納事務
現金出納員及び現金取扱員以外の者が現金を取り扱っていないか 等
滞納整理事務
滞納状況とその理由を明確に把握し、かつ記録しているか 等
賦課・徴収事務（税のみ）
賦課事務
台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
徴収事務
台帳、帳簿、証拠書類等は整備、保存されているか 等
支出事務
支出一般
違法、不当、不経済な支出はないか 等
旅費関係
旅費計算は最も経済的な通常の経路により行われているか 等
負担金、補助金及び交付金等の支出
公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか 等
貸付金の支出
貸付は法令等の目的に合致するものであるか 等
契約事務
入札・契約事務
一般競争入札、指名競争入札による場合、その理由は適正か 等
契約の履行
契約日以前に着工しているものはないか 等
公有財産
財産の取得及び処分、管理
財産の取得及び処分の手続は適正か 等
使用（占用）許可（行政財産）
使用（占用）許可申請書は適正に提出されているか 等
貸付（普通財産）
貸付申請書は適正に提出されているか 等
物品管理
物品等管理
物品の購入は計画的かつ効率的に行われているか 等
公の施設の指定管理事務
基本協定・年度協定は締結されているか 等
利用料金の手続きは適正に行われているか 等
モニタリングは適時行われているか 等